

ネガティブ・オプション

<事例> 申し込んだ覚えが全くないのに、自宅に単行本が送られてきて、その中には 12,000 円の請求書が入っており、「購入しない場合は商品を返還してください。返還しない場合は購入するものとみなします」と書かれていた。支払わなければならないか。

<対応> 購入の申し込みをしていないにもかかわらず、販売業者が一方的に商品を送りつけて、売買契約を迫る商法を「ネガティブ・オプション」といいます。消費者にとっては、いきなり商品が送りつけられ、「購入する意思がない旨の通知がなければ購入を承諾したものとみなす」「購入しないときは商品を返送するように。返送しない場合は購入するとみなす」と文章が同封されていても、消費者には商品の返還や回答の義務はありません。返還や回答をしなかったからといって申込みをしたことにはなりません。

しかし、送付された商品の所有権は事業者にあるため、返還請求ができることとなります。勝手に送られてきた商品をいつまでも保管しなければならないのは消費者にとって大きな負担となります。

特定商取引法では、商品を受け取った人は商品を受け取った日から 14 日間、商品の引取りを請求したときは請求した日から 7 日間は保管義務がありますが、これを経過すれば商品を処分でき、事業者は商品の返還請求できなくなると定めています。

代金引換で商品が送られてきて、宅配業者に代金を支払ってしまった場合、その後に注文していない商品と分かって宅配業者に代金の返還請求をしても返金は難しいです。注文した商品かどうか家族を含め確認してから受け取るようにしましょう。